

## 南相馬市国土利用計画（第2次）（素案）をパブリックコメントに 諮ることについて

平成27年 8月  
復興企画部企画課

### 1 策定の趣旨

国土利用計画における市町村計画の策定にあたっては、県の国土利用計画を基本とし、市町村総合計画の基本構想に即するものとされており、本市は平成19年に南相馬市国土利用計画を策定した。

しかし、平成23年に発生した東日本大震災及び原発事故により、土地利用をめぐる状況が大きく変化したことから福島県国土利用計画が見直され、また、南相馬市復興総合計画基本構想についても新たに策定されたことから、迅速な復旧・復興・再生に向けて南相馬市国土利用計画を見直すもの。

### 2 計画期間

10年間（平成27年～平成36年）

### 3 土地利用の基本理念

- (1) 効果的・効率的な除染の推進と、迅速な復旧・復興・再生のための土地利用を推進します。
- (2) 適正かつ合理的な土地利用を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮した健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を図ります。

### 4 土地利用の基本方針

- (1) 復旧・復興・再生のための土地利用を推進します。
- (2) 土地需要の量的調整を図ります。
- (3) 土地利用の質的向上を推進します。
- (4) 地域の活力を支える土地利用を推進します。

### 5 パブリックコメントの概要

- (1) 案の公表：平成27年9月1日（火）
- (2) 意見提出期間：平成27年9月1日（火）～20日（日）
- (3) 案の公表場所：各区役所総合案内、各生涯学習センター、市民情報交流センター、企画課、市ホームページ